職長・安全衛生責任者教育

（建　設　業）

開　催　ご　案　内

静 岡 労 働 局 長 登 録 教 習 機 関
主 催　建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 静 岡 県 支 部
〒420-0851　静岡市葵区黒金町 11-7　大樹生命静岡駅前ビル 12 階
ＴＥＬ（054）255－1080　ＦＡＸ（054）272－6034
http://www.kensaibou-shizuoka.jp

建設工事現場において、その現場全体を統括管理する体制を円滑に進めるために、安全衛生責任者が職長を兼務する場合が多い。

平成 12 年 3 月「安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」労働省から「通達されたことに伴い、現在、**職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者等を対象に、職長教育及び安全衛生責任者教育を統合した「職長・安全衛生責任者教育」として実施しております。**

平成 18 年 1 月に労働安全衛生規則が改正され、職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が追加されました。

これにより、平成 18 年 4 月から、新たなカリキュラムに基づき、教育を実施することになりました。

つきましては、当支部におきまして建設業を中心とする標記の教育を、次により実施することといたしましたので、多数受講されますよう、ご案内申し上げます。

なお、この機会に関係事業場（下請関係）の現場監督者にも参加されるよう、ご勧奨方をお願いします。

記

１．講習開催日及び会場等

（1）日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。

（2）講習会は、午前 8 時 55 分より開催いたしますので、午前 8 時 45 分までに集合してください。

２．教育科目及び時間

（1）職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって 職長・安全衛生責任者の役割	80 分
（2）作業員に対する指導及び教育の方法	60 分
（3）危険性又は有害性等の調査と低減措置等	360 分
（4）職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル	180 分
（5）関心の保持と創意工夫を引き出す方法	70 分
（6）異常時、災害発生時における措置	90 分
	計 840 分（14 時間）

３．講　習　会　費　（消費税１０％込み）

受講料	テキスト代	昼食代	合　計
14, 300 円	2, 365 円	1, 628 円 1, 848 円 【６月からの金額】 （2 食分）	18, 293 円 18, 513 円 【６月からの金額】

４．受講申込手続

(1) 受講申込書(Ａ４版)及び受講票に必要事項を記入し、予約後１０日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。

(2) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか１点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの①②より各１点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各１点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

(3) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

(4) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。

(5) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。

(6) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。

(7) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の１０日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

５．受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。
振込みの場合は下記口座にお願いします。

三井住友信託銀行　静岡支店　普通預金　№7519901
静　岡　銀　行　呉服町支店　普通預金　№1095374

注－１　名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイシズオカケンシブ)**又は略称　建災防静岡県支部（ケンサイボウシズオカケンシブ）

注－２　指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。
領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

６．修了証の交付

（1）2 日間全課程修了者には、教育終了時に修了証を交付します。

（2）遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。

７．そ　の　他

（1）当日は受講票、筆記用具を持参してください。

（2）テキストは講習当日、会場でお渡しします。

（3）当支部での受講は 20 歳以上の方とさせていただきます。